

会派代表質問

「GIGAスクール構想の加速による学びの保障」の取組について

創 政

北田 宏彦 議員



問 政府は令和5年度までに達成するとしていた児童・生徒1人1台端末の整備、校内ネットワーク環境の整備を前倒した。本市では、約2億9千万円をGIGAスクール構想に充当し、1人1台の端末などを導入する予定である。しかし、令和2年度補正予算2,292億円の目的は「家庭でもつながる通信環境の整備などを加速させ、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においてもICTの活用により、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現」にある。

家庭でのオンライン学習の整備をどう進めていくのか伺いたい。

答 ネット環境の状況や使用可能な端末台数など詳細な調査を実施していくが、現時点ではネット環境が未整備の家庭については、各学校に登校の上、端末を利用して対応したい。

問 指導体制について伺いたい。

答 文部科学省は教員の研修段階においても手引きや動画コンテンツ等を活用した指導力向上を図ることに加え、指導体制を充実させるためにICT指導員の配置の促進やICT活用教育アドバイザー、通信環境や情報管理に詳しい専門人材の活用を求めている。本市の指導体制及び指導力向上をどう図るか伺いたい。

答 外部講師によるICT活用研修、ICT推進リーダーを育成するための研修、さらに端末の有効活用や課題解決のための情報交換を定期的に実施し、サポートデスクも用意していく。

GIGAスクール構想が前倒しとなり、教育現場の教職員には大変ご苦労をおかけするが、ご理解の上、ご尽力いただきたい。

問 笹塚地区の農業用水路の維持管理について伺いたい。

答 昨年、事業者が、進入路を確保するため、法定外公共物工事申請を行ったところ、本市は農業用水路を埋め立てる指導をした。農業用水路は分断され、道路排水としての機能も失われた。水田の耕作者は引水できずに、また近隣の皆さんは道路冠水、家屋浸水の不安を抱いている。

千葉県の管理下では、用水路の機能を確実に維持していた。なぜ、水路機能を維持を指導せずに、埋め立て舗装を許可したのか伺いたい。

答 現況の水路が農業用水として機能していなかったため、整備する必要性がないものと判断した。

問 公共用水路は根拠なしに廃止、埋め立てすることは禁止行為ではないか。また、他の事業地では、U字溝設置を指導している。なぜ指導が違うのか伺いたい。

答 当該水路の下流部の水路形態が残っていたので、道路排水施設の整備をお願いした。

問 前述の隣接地にも水路が残っている。指導の基準を明確に定めていないから、場当たり的な指導をしている。近隣市町では「法定外公共物管理条例」で、禁止事項を定めている。「何人も法定外公共物において、次に掲げる行為をしてはならない。①土石等を堆積し、または投棄すること②法定外公共物を損傷する行為③法定外公共物の機能、構造等に支障を及ぼす行為」今回の埋め立て行為は「何人も行ってはならない禁止行為」であり、近隣の市町では公共用水路を同様に埋め立て指導することとはあり得ない。本市の占用等に関する条例は、適正に維持管理してい

くための事項が欠落している。不備のある条例を見直し、適正に維持管理を行っていただくための管理条例をつくり、統一的に適正な行政指導すべきと考えるが、いかがか。

答 早期に条例改正など必要な対応を図りたい。

問 笹塚地区は、農地の6割が宅地化されている。農業用水路を道路排水用地に用途変更し、併せて道路排水計画を策定してはどうか。

また、埋め立てた水路は、どう機能維持していくのか。

答 排水整備に係る方針を作成し、一貫した協議を行いたい。

なお、水路機能を維持するための管渠施設を実施する。

水路の適正な維持管理と住民の利便性向上に努めていただきたい。

問 大網駅周辺の浸水対策について

・小中川上流部整備計画の進捗状況
・金谷川整備工事の進捗状況
・ながた野周辺の浸水対策について
・赤目川整備工事の進捗状況
洪水ハザードマップの策定基準、見直しの進捗状況について

関連質問

森 建二 議員

○教育・子育て行政について

問 GIGAスクール推進。PCを小中学校に3,870台導入。国の地方創生予算からの大変有難い話ですが、設置しただけでは宝の持ち腐れ。今後の利活用について伺います。

答 端末及び校内ネットワーク環境の整備を進めています。教職員に対する研修、また、体制づくりというものは重要な課題ですので、他市町村の先進的な事例を調査・研究し、利活用について検討してまいります。

問 小・中学校の修学旅行について。私は旅行会社に長く居ましたので学

習効果の高さは実感する所です。他市では「全市で中止」というところもある様ですが、本市の状況は。

答 市教育委員会が一律に実施や中止を決定するものではないと考えますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止という大きな課題があり、各学校の意向を尊重しながら、相談や助言を行い、各学校においては保護者の意見なども踏まえながら、実施の可否を判断しているところで、現状は3中学校が中止を決定、7小学校が検討中です。

○防災対策について

問 Wi-Fi環境の整備について

答 昨秋の台風災害時、SNS等での情報の重要性を改めて強く認識しました。観光誘致の意味合いからも、市役所、避難所等々のWi-Fiの整備が必要ではないか。

問 市民サービスの向上や外国人観光客の増加、災害発生時における詳細状況の把握や情報発信などの効果が期待されます。インターネット回線と通信機器をつなぐ公衆無線LANの整備は有効な手段であると認識しています。公衆無線LANの整備につきましては、昨年度はWi-Fi機能つき自動販売機を大網白里アリーナ、浄化センター、農村ふれあいセンター、運動広場及び市営野球場の5カ所に各1台を設置しました。本庁舎及び中央公民館につきましては、自動販売機の飲料購入の一部を事業者から徴収しているため、設置を見送ることいたしました。今後は関係課と協議して参りますと共に、市が費用を負担する公衆無線LANの整備につきましても、引き続き利用目的や必要経費、庁舎の改修時期なども含めまして、関係各課と検討して参ります。

※その他、子育て交流センターについて、市役所内での新型コロナ対策について、防災井戸について、商工観光行政について問い質しました。

個人質問

区画整理団地内の土地は、法律に基づき公平な課税を

黒須 俊隆 議員



課税については、税の公平性の観点から、特定の地権者が優遇されてはいけません。また、強制的に税を徴収するのだから、法律に基づいて適正な課税がなされなければなりません。課税の法的根拠や解釈が曖昧であつてもいけません。

問 区画整理団地内で農地並みの課税をしている土地の面積をお答え下さい。

答 土地区画整理事業の施行前から農地として使用しており、事業完了後も引き続き農地として使用している土地については、一般の市街化区域農地として固定資産税を課税しています。今年度のこれらの土地の面積は、ながた野が0.71ヘクタール、みどり丘が0.62ヘクタール、合計が1.33ヘクタールです。

問 課税の根拠をお答え下さい。

答 地方税法第388条第1項の規定に基づき定められた固定資産評価基準によつて、土地の利用状況に応じて課税しています。

問 区画整理を行った団地は、土地区画整理法に基づき宅地として開発されたものです。農地課税はおかしいと考えますが、これらの土地の課税を変更する方針はありますか。

答 3年に一度の固定資産の評価替えを行う来年度から、宅地並み課税を実施すべく作業を進めています。

問 これらの土地を宅地並み課税にした場合、いくら税収が増えますか。

答 今年度区画整理内で農地課税をしている土地、2.94ヘクタールを宅地並み課税にした場合の固定資産税を試算しますと、年間でおよそ500万円の税収増となります。

問 これらの土地を団地造成当初か

ら宅地並み課税にしていた場合の累積の差額は幾らになりますか。

答 農地課税をしていた土地を各区分整理事業の換地後から今年度まで宅地として課税した場合の差額を試算しますと、合計でおよそ3億円になります。

問 私は5年前から団地内農地課税はおかしいのではないかと申し上げてきたのに対して、市当局は、適法にやっているというお答えでした。課税根拠あるいは解釈が変わったのでしょうか。

答 近年、区画整理地内は住宅等の建設に伴い宅地化が進行し、農地は年々減少していることから、宅地との均衡を図る必要性が高まってきたと考えられます。そのため区画整理地内の農地の課税地目を、土地の利用状況に重点を置いた市街化区域農地から土地の潜在的価値に着目して課税する宅地等在農地に見直し、大網白里市固定資産土地評価事務取扱要領に定め宅地並みで課税します。宅地等在農地での課税は、今まで本市、山武地区もそうなんです。行っておりませんでした。来年度から課税の見直しをするにあたって、この課税種目では課税を行うものです。固定資産税の課税にあつては、多くの市町村が評価基準をもとに、その運用の方法の詳細などを評価事務取扱要領等に定めていることから、その裁量の中で見直しをするものと考えています。

問 平成29年に評価要領を定めているのになぜ来年からの変更なのでしょうか。

答 通常、固定資産の評価替えが3年に一度であることから、評価要領の見直しも3年に一度行います。